平成２４年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目49番地10
ミナト貳番館105
債務者　閔　　義樹
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目44番地　西村２Ｆ
債務者　湯本敬太郎
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２９号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目30番地７
債務者　山口惠美子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３１号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目39番６号　エトワール衣笠101
債務者　三宅　香苗
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿屋市上野町4661番地１、前住所鹿児島県鹿屋市郷之原町12368番地２
債務者　岡村美保子（旧姓上吹越）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
和歌山市野崎72番地の25
債務者　諸山　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
和歌山市栄谷422番地の11
債務者　梶垣　榮子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
和歌山市和歌浦東１丁目５番28号
債務者　道野　千春
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６７号
和歌山市有家279―３　アシュレ有家203号、住民票上の住所和歌山市吉原1284番地の１
債務者　杉本　隆典
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
山口県周南市大字大河内2140番地の11
債務者　松永　摩弥（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４６号
青森県八戸市大字長苗代字上碇田40番地12
債務者　熊谷　勝人
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
青森県八戸市大字長苗代字上碇田40番地12
債務者　熊谷真里奈
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野683番地の４
債務者　中鶴　友介
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９８号
静岡市清水区大沢町16番１号
債務者　山口　貴士
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５９号
静岡市葵区田町６丁目63番地　オリーブハイツ田町１―Ａ号
債務者　行部澤　勇
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６１４号
大阪府交野市私市２丁目31番２号
債務者　今井　真晴
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４８２号
東京都杉並区高井戸東３丁目33―22―302
債務者　下藤　千佳（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部